

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度一覧 令和2年5月1日現在

●該当、▲状況によって該当

支援制度名	対象者	内容	対象区分		支援者				受付窓口・問い合わせ先	支援区分	
			個人・世帯	事業主 (個人・法人)	国	県	市	その他			
長野市新型コロナウイルス感染症対策資金	・売上高等が著しく減少し、事業の継続に支障が生じている中小企業者等(セーフティネット保証4号、5号または危機関連保証を利用する者)	【融資限度額】3,000万円(運転資金) 【貸付利率】年0.8% ※要件を満たした場合は当初2年間利子補給を実施 【返済期間】9年以内 【据置期間】うち2年以内		●				●	●	【受付窓口】 長野商工会議所 ☎ 227-2428 長野市商工会 ☎ 284-4556 信州新町商工会 ☎ 262-2139 【問い合わせ先】 商工労働課 ☎ 224-8342	融資・貸付
一般事業資金(運転)	・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者	【融資限度額】3,000万円(運転資金) 【貸付利率】年1.9% 【返済期間】7年以内 【据置期間】うち6月		●				●	●	【受付窓口】 長野商工会議所 ☎ 227-2428 長野市商工会 ☎ 284-4556 信州新町商工会 ☎ 262-2139 【問い合わせ先】 商工労働課 ☎ 224-8342	融資・貸付
経営安定特別資金(災害関連対策) ※セーフティネット保証4号認定者等	・長野市において1年以上継続して事業を行っていること ・最近1か月の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる事業者	【融資限度額】5,000万円(運転資金) ※他の経営安定特別資金との合計額 【貸付利率】年1.5% 【返済期間】7年以内(借換9年以内) 【据置期間】うち2年以内		●				●	●	商工労働課 ☎ 224-8342	融資・貸付
経営安定特別資金(経営安定対策) ※セーフティネット保証5号認定者等	・指定業種に属する事業を行っており、最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している	【融資限度額】5,000万円(運転資金) ※他の経営安定特別資金との合計額 【貸付利率】年1.8% 【返済期間】7年以内(借換9年以内) 【据置期間】うち1年以内		●				●	●	商工労働課 ☎ 224-8342	融資・貸付
経営安定特別資金(関連倒産防止対策) ※危機関連保証を利用する者	・最近1か月の売上高が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる事業者	【融資限度額】5,000万円(運転資金) ※他の経営安定特別資金との合計額 【貸付利率】年1.8% 【返済期間】7年以内(借換9年以内) 【据置期間】うち1年以内		●				●	●	商工労働課 ☎ 224-8342	融資・貸付
長野県新型コロナウイルス感染症対応資金	・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、セーフティネット保証4号又は5号、危機関連保証の認定を受けた者	【融資限度額】3,000万円(設備資金と運転資金の合計) 【貸付利率】年1.3%又は年1.6% ※要件を満たした場合は当初3年間利子補給を実施 【返済期間】10年以内 【据置期間】5年以内 【その他】信用保証付き融資の借換が可能		●				●	●	長野県産業労働部 ☎ 235-7200 県内金融機関	融資・貸付
経営健全化支援資金(新型コロナウイルス対策)	・危機関連保証を利用する方 ・最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前年同月に比べ15%以上減少している方	【融資限度額】 (設備)6,000万円 (運転)8,000万円 【貸付利率】年0.8% 【返済期間】 (設備)10年以内 (運転)7年以内 【据置期間】2年以内		●				●	●	長野県産業労働部 ☎ 235-7200 県内金融機関	融資・貸付
新型コロナウイルス感染症特別貸付	・最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した事業者等	【融資限度額(別枠)】 中小企業3億円、国民事業6,000万円 【貸付利率】3年間基準金利▲0.9% ※要件を満たした場合は当初3年間利子補給を実施 【利下げ限度額】中小企業1億円、国民事業3,000万円 ※利子補給上限金額は3,000万円 【据置期間】5年以内		●	●					日本政策金融公庫 ☎ 0120-154-505	融資・貸付

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度一覧 令和2年5月1日現在

●該当、▲状況によって該当

支援制度名	対象者	内容	対象区分		支援者				受付窓口・問い合わせ先	支援区分
			個人・世帯	事業主 (個人・法人)	国	県	市	その他		
衛生環境激変対策特別貸付	・最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して10%以上減少しているが、中長期的に業況が回復することが見込まれる生活衛生関係営業を営む方	【融資限度額(別枠)】1,000万円 ※旅行業は3,000万円 【貸付利率】基準金利1.91% ※振興計画認定を受けた生活衛生同業 組合の方: ▲0.9% 要件を満たした場合は当初3年間利子補給を実施 【据置期間】2年以内		●	●				日本政策金融公庫 ☎ 0120-154-505	融資・貸付
商工中金による危機対応融資	・最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した事業者等	【融資限度額】3億円 【貸付利率】3年間基準金利▲0.9% ※要件を満たした場合は当初3年間利子補給を実施 【利下げ限度額】1億円 【据置期間】5年以内		●	●				商工組合中央金庫 ☎ 0120-542-711	融資・貸付
融資制度	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた農業者等	経営再建に必要な資金の実質無利子化、無担保化		●	●			●	農林水産省 経営局金融調整課 ☎ 03-3501-3726	融資・貸付